

# 令和8年度近畿農政局滋賀県拠点産業廃棄物収集・運搬及び処分委託

## 基本契約書

排出事業者： 支出負担行為担当官 近畿農政局長 志知 雄一（以下「発注者」という。）と、  
収集運搬及び処分業者： \_\_\_\_\_（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場：近畿農政局滋賀県拠点から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

### 第1条（法令の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守するものとする。

### 第2条（委託内容）

#### 1（受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

#### ◎収集運搬に関する事業範囲

##### [産廃]

許可都道府県・政令市： _____	許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業範囲： _____	事業範囲： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

##### [特管]

許可都道府県・政令市： _____	許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業範囲： _____	事業範囲： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

#### ◎処分に関する事業範囲

##### [産廃]

許可都道府県・政令市： _____	許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業区分： _____	事業区分： _____
産業廃棄物の種類： _____	産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

##### [特管]

許可都道府県・政令市： _____	許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業区分： _____	事業区分： _____
産業廃棄物の種類： _____	産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

#### 2（委託する産業廃棄物の種類、数量等）

発注者が、受注者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量は、別紙のとおりとする。

### 3 (委託金額)

発注者が、受注者に収集・運搬及び処分を委託する金額は次のとおりとする。

委託金額： ¥                      円  
うち消費税及び地方消費税： ¥                      円

### 4 (処分の場所、方法及び処理能力)

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： \_\_\_\_\_  
所在地： \_\_\_\_\_  
処分の方法： \_\_\_\_\_  
施設の処理能力： \_\_\_\_\_

### 5 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分 (予定) を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
第 号				
第 号				
第 号	別紙、一覧表のとおり			
第 号				
第 号				

### 6 (収集・運搬過程における積替保管)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

## 第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ その他取扱いの注意事項

2 発注者は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造行程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ受注者と協議の上、定めることとする。

3 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する (環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン (第2版)」の「容器貼付用ラベル」参照)。

4 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

#### 第4条（発注者受注者の責任範囲）

- 1 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
- 3 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

#### 第5条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、中間処理を行った産業廃棄物の処理を最終処分業者に委託する場合、及び発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

#### 第6条（義務の譲渡等）

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

#### 第7条（履行期限の延長）

受注者は、天災その他やむを得ない理由により頭書の履行期限内に処理を完了することができない場合は、発注者に対しその理由及び完了予定年月日を明らかにした書面を提出して、履行期限の延長の承認を受けなければならない。

#### 第8条（遅延利息）

削除

#### 第9条（業務の一時停止）

- 1 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

#### 第10条（委託業務終了報告）

受注者は発注者から委託された産業廃棄物の処分業務が終了した後、直ちに産業廃棄物管理票（マニフェスト）、又は電子マニフェストにより報告を行うこととする。

#### 第11条（検査及び代金の請求）

- 1 発注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、又は電子マニフェストの報告を受けたときは、10日以内に検査を行うものとする。
- 2 受注者は、前条の検査に合格した場合は、第2条第3項に定める代金を発注者に請求することができる。

3 発注者は、受注者が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内に請求額を受注者に支払うものとする。

#### 第12条（支払遅延利息）

1 受注者は、発注者が自己の責に帰すべき理由により第11条の約定期間内に請求金額を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項により計算した遅延利息の金額が100円未満である場合及び100円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

3 第1項の場合において、支払遅延が天災地変その他やむを得ない理由による場合は遅延日数に算入しない。

4 第1項に定める率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率に変更された場合は、その変更された率によるものとする。

#### 第13条（内容の変更）

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更する際は、発注者受注者協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

#### 第14条（機密保持）

発注者及び受注者は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

#### 第15条（契約の解除）

1 発注者及び受注者は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。

2 発注者及び受注者は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。

3 発注者の義務違反により受注者が解除した場合、受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

#### 第16条（相殺）

この契約により、発注者が受注者から取得すべき遅滞金及び違約金等がある場合は、発注者は、その選択により受注者に対し支払うべき金額と相殺し、又は、別に徴収することができるものとする。

#### 第17条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者受注者が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

#### 第18条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を契約締結日から令和8年9月30日までとする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、発注者受注者は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町  
支出負担行為担当官  
近畿農政局長 志知 雄一

受注者

別紙、一覧表

1. 運搬及び処理を委託する産業廃棄物

産業廃棄物の種類	その他混合						
数量(kg)	460						
処分・再生の方法(中間処理)	最終処分先一覧のとおり						
最終処分・再生施設	最終処分先一覧のとおり						
名称・所在地	最終処分先一覧のとおり						
最終処分の方法	最終処分先一覧のとおり						
処理能力	最終処分先一覧のとおり						
適正処理に必要な情報	性状	固形状					
	通常の保管状況下での性状変化	無					
	荷姿	バラ					
	他の廃棄物との混合による支障	無					
	取扱上の注意事項	無					

2. 家電リサイクル法対象品目

品目	型番等	台数	製造番号
無			

3. 運搬に関する事項

使用する車両の種類	2tトラック
積み込む場所	近畿農政局滋賀県拠点 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
卸す場所	
積み替え・保管等	